

J. R. コモンズの経済思想とアメリカにおけるウェルフェアの実現

加 藤 健

I はじめに

19世紀末のアメリカでは、ビッグ・ビジネス体制の確立と技術革新の進展により、大量生産・大量消費社会の到来という生活スタイルの劇的な変化が起こった。このような急激な社会の変化を受けて、例えば、自由主義に基づく富の追求を認める優勝劣敗や適者生存の原理を主張するソーシャル・ダーウィニズムの W. G. サムナー（William G. Sumner）や、結果として発生する社会的問題への隣人愛精神に基づく労働者と市民の連帯を意図する R. T. イーリー（Richard T. Ely）らのソーシャル・ゴスペル運動があった。また、ヴェブレン（Thorstein B. Veblen）は1899年の『有閑階級の理論』の中で、他者との張り合いや見栄の感覚が経済行為において重要な動機づけとなるという顕示論を示し、平和愛的な未開状態における「モノ作り本能」と好戦的な野蛮社会における顕示とが、アメリカの資本主義社会に浸透する姿を描き出した。これらに対して、コモンズ（John R. Commons, 1862-1945）は、労使関係や社会保障制度の在り方に着目し、新たな社会的ルールを通したウェルフェアの改善に取り組んだ。

人口の構成メンバーに流動性が高く多様な人間が入り混じるアメリカ社会では、どのように文化的なバックグラウンドにバラツキのある人々を束ねていくのかという統治の在り方が問題となる。それは、アメリカ的特質の一つである労働者の多様性に即して言えば、労使をはじめとする産業に携わる人間の統治に関わる問題

といえる。一方で、言語や慣習の異なる移民労働者を受け入れる際、アメリカ産業のパフォーマンスを維持・発展させるためのメンバーとして参加し定着するためにはどのような資格が必要なのか、また、新たな労働慣行の中で、彼らの生活をいかに保障すべきかが問われることになる。他方で、旧来からの慣行やルールでは処理しがたい事態が発生した場合に、ルールに反するという意味において単純に切り捨てていくのか、あるいは、ルールそのものを新たな状況に合わせて作り変えていくべきなのか、という受け入れる側のルールの在り方が問われることになる。このような産業の統治に関わる問題を捉えるためには、コモン・ローの伝統が判決を通して読み替えられ、有形のみならず無形を含めた財産の憲法上の定義変更¹⁾や、機械と労働者の関係から派生する新たな労働慣行の法的な認可、また産業に起因する失業やケガといった新たなリスクの発生に備える仕組みなど、産業の安定化と社会保障にまつわる議論をより明確に具体的にする必要がある。したがってコモンズの経済思想を再検討することは、資本主義体制の中で、産業の活力の維持と安定的な取引を行うための雇用のルールや、偶発事の発生に備える仕組みといった「その場に応じた程よい価値（reasonable value）」²⁾を社会的に実現するための制度設計に対して、新たな知見を提供するという意味において大きな意義を持つ。

小論の目的は、19世紀末から20世紀初頭のアメリカ社会の中で、産業に関わるすべての人間のウェルフェアを社会的なルールの整備に

よって実現するというコモンズの経済思想の特徴を明らかにすることにある。以下では、まず第Ⅱ節において、コモンズの制度経済学の基本

1) 小論で扱うアメリカ合衆国憲法の条文は次の三つである〔宮沢俊義編1983〕。①「何人も、大陪審による告発または正式起訴によるのでなければ、死刑を科しうる罪その他の破廉恥罪につき公訴を提起されることは無い。但し、陸海軍内で発生した事件、または、戦争もしくは公共の危機に際し現に軍務に従事する民兵団の中で発生した事件については、この限りでない。何人も、同一の犯罪について、重ねて生命または身体の危険にさらされることはない。何人も、刑事事件において、自己に不利な証人となることを強制されない。何人も、法の適正な手続によらずに、生命、自由または財産を奪われることはない。何人も、正当な補償なしに、私有財産を公共の用のために収用されることはない。」〔修正第5条(1791年成立)〕。②「奴隷制および本人の意に反する苦役は、適正な手続を経て有罪とされた当事者に対する刑罰の場合を除き、合衆国内またはその管轄に服するいかなる地においても、存在してはならない。犯罪による処罰の場合を除いて奴隷および自発的ではない強制労働の存在を禁止した。」〔修正第13条第1項(1865年成立)〕。③「合衆国内で生まれまたは合衆国に帰化し、かつ、合衆国の管轄に服する者は、合衆国の市民であり、かつ、その居住する州の市民である。いかなる州も、合衆国市民の特権または免除を制約する法律を制定し、または実施してはならない。いかなる州も、法の適正な手続によらずに、何人からもその生命、自由または財産を奪ってはならない。いかなる州も、その管轄内にある者に対し法の平等な保護を否定してはならない。」〔修正第14条第1項(1868年成立)〕。

2) “reasonable” という言葉を日本語に訳すのは困難である。因みに、春日井薫・春日井敬〔1958〕による『集団行動の経済学』の翻訳本、および、新田隆信・中村一彦・志村治美〔1964〕による『資本主義の法的基础』の翻訳本においては「合理的」となっているが、田中敏弘〔2002〕では「適正」、そして高哲男〔2004〕は「理にかなった」とそれぞれ訳出している。本稿では、「その場・その時において誰もが納得できる」というコモンズの含意を汲み取り「その場に応じた程よい」とした。

的特徴と性格を浮き彫りにするため、アメリカ産業の発展と取引の安定化を意図する意思的経済理論と産業統治の思想を検討する。次に第Ⅲ節において、アメリカの社会保障制度の生成期において、コモンズが労働者の生活保障のためのスキームをどのように捉えていたのかを明らかにする。最後に第Ⅳ節では、アメリカにおけるウェルフェアの実現を目論んだコモンズの経済思想の特徴を確認しよう。

Ⅱ 意思的経済理論と産業統治の思想

1 取引と意思的経済理論

コモンズの主著の一つである1924年に著された『資本主義の法的基础』³⁾において展開される意思的経済理論は、J.B. クラークの限界生産力理論など当時の主流派経済学では所与と見なされた人間の意思とは違い、将来の可能性や将来に対して抱く期待を選択する「活動している意思 will-in-action」を持つ当事者による「取引 (transaction)」を軸とした理論である。コモンズは、この「取引」に関して、次のように述べている。

取引は経済学、物理学、心理学、倫理学、法学、政治学の合流点となった。一つの取引はこれらの学問のすべてを必然的に含む考察の単位である。というのも、取引は代替行為を選択し、抵抗を克服し、自然的・人的資源を調和させる様々な人間の意思であり、しかも効用、共感、義務やその反対事項による約束や警告によって導かれ、市民の権利、義務、自由を解釈し実行する政府の役人、企業体、労働組合の役員によって、拡大し抑制し放置される。個人行動は、国民、政治、ビジネス、労働の集団行動、および家族その他の集団行動に適合しているかどうかである。〔Commons 1924, 5〕

つまり、「人間と自然の関係」ではなく「人間と人間の社会的関係」の中で、人間相互の精神や意思が対立あるいは依存するのが「取引」な

3) 全9章からなる『資本主義の法律的基礎』の構成を簡単に述べておこう。第1章「メカニズム、希少性、ワーキング・ルール」では、従来の経済学の中にコモンズ独自の経済学を位置づけ、その特徴が明らかにされている。第2章「財産、自由、価値」は、判例研究の中から様々な法律概念の変化を捉え、また、意思的経済理論における重要な構成要素を考察している。第3章「物理的力、経済的力、倫理的力」においては、ゴーイング・コンサーンを特徴づける制裁としての三つの力を区別している。第4章「取引」と第5章「ゴーイング・コンサーン」では、コモンズ経済理論の理論的中心である取引モデルとゴーイング・コンサーンの概念が提示されている。そして、第6章「地代交渉—封建制と使用価値」、第7章「価格交渉—資本主義と交換価値」、第8章「賃金交渉—産業主義」の三つの章は、イギリスの歴史的な背景を踏まえながら、裁定者の役割を重視した「産業主義 (industrialism)」に相応しい交渉の在り方を提示している。この「産業主義」とは、南北戦争後に発達したビッグ・ビジネス体制が第一次世界大戦を経て名実ともに確立した1920年代のアメリカ社会を意味する彼自身の固有の歴史的な概念といえる。第6章と第7章はイギリスを、第8章はアメリカの事例を扱っている。とりわけ第8章は4つの節から構成され、第1節「個人交渉」と第2節「統合された人間と統合された財産」は、第2章や第3章と関連させながら、交渉される場としての労働市場の構造を具体的な判例を通して分析し、交渉の当事者における力関係を考察している。第3節「慣習と法」と第4節「産業統治」では、地代交渉を扱う第6章や価格交渉を扱う第7章における交渉の歴史的变化を通して、コモン・ローと制定法との関係を探り、それらを踏まえた上で産業主義に相応しい産業統治の立憲的枠組みの可能性が検討されている。最終章である第9章「公的目的」は、意思的経済理論の核心部分を扱い、歴史的な議論を踏まえながら、新しく登場してきた慣習が裁定者によってうまく選択され、公的目的として国家というゴーイング・コンサーンの維持や拡大をいかに達成していくのかという問題が考察されている。

のである。コモンズは、「ゴーイング・コンサーンのワーキング・ルールの原理」によってこの「取引」を説明するが、それはどういうことを意味しているのか。コモンズは、日常生活の中での様々な「取引」に参加する人間を、過去・現在・将来という時間の流れの中で「継続的な活動・組織＝ゴーイング・コンサーン (going concern)」と呼ばれる特定の目的を持った社会的関係に属しながら、常に将来に対する期待を実現するよう意思的に働きかける存在と捉えている。ビジネスの拡大によって発達した資本主義社会においては、他人の利用のために生産し自己の利用のために獲得するという経済活動が、ビジネスのためのルールに即して行われる必要がある。このゴーイング・コンサーンに所属する人間は、組織として存続するために必要な行動を秩序付けていくためのルールであるワーキング・ルール (working rule) によって拘束されている⁴⁾。この事柄をコモンズは、「ゴーイング・コンサーンは、コンサーンが一つの単位として行動することを可能にするために計画された、共通の目的や共通のルールを持つ組織化された大衆行動である」[Commons 1924, 320]と表現した。しかしながら個々人は、ゴーイング・コンサーンのワーキング・ルールに従って集団行動することで、むしろ個々の単位では成し遂げることが不可能であった将来

4) “reasonable”と同じく“going concern”および“working rule”という言葉も、コモンズの経済思想において特徴的な概念であるからこそ、日本語への翻訳が難しい。小論では、意味を捕捉してそれぞれカタカナに置き換えた。なお、春日井薫・春日井敬訳 [1958] では、「活動企業」、「行為準則」であり、新田隆信・中村一彦・志村治美訳 [1964] では、「ゴーイング・コンサーン」、「運営準則」となっている。また田中敏弘 [2002] は「円滑に事業を行っている組織体」、「作用準則」としている。そして高哲男 [2004] は「継続的な関心事・活動・企業・事業」、「実際に機能している明示的ないし暗黙の運営規則 (行為規則)」とそれぞれ訳出している。

への期待が達成されるのである。このような「継続的な活動・組織」である「ゴーイング・コンサーン」の中身は多岐にわたるため⁵⁾、単なる「企業」に留まるような概念ではない。コモنزとは、ゴーイング・コンサーンの目的達成のために各参加者の行動をワーキング・ルールに沿うよう方向づけていく制裁あるいは罰の種類から、ゴーイング・コンサーンを次の三つに分類した。まず、①物理的暴力への恐怖を制裁として利用する国家という「政治的コンサーン」、次に、②経済力や破産または貧困への恐怖を制裁として利用する企業という「ビジネスコンサーン」、そして、③世論や共通の意見といった制裁を利用する現代における文化的、宗教的、倫理的な団体という「文化的コンサーン」である。経済社会とは、こうした多様なゴーイング・コンサーンに属する「活動している意思」を持った人間による様々な「取引」の集合体ではないのである。

コモنزの「取引」とは、実際に交換を行う2人の当事者の外側に、条件次第で市場に登場する可能性を持つ2人の潜在的な当事者の存在を想定し、さらに4人の当事者の間で利害対立が生じ取引自体が成立しない場合、つまり公共福祉の観点から経済的パフォーマンスにとって悪影響を及ぼす場合には、平和的解決を促す第

5の当事者としての裁定者の存在が組み込まれている[Commons 1924, 67]。コモنزとは、各々「活動している意思」を持った4人の取引当事者が、それぞれの私的目的の追求を放任すれば、自然に適正な合意が形成されるとは考えず、むしろ第5の当事者が人為的に代替を選択することによって、適正な合意を形成し、ゴーイング・コンサーンを維持していくと考えたのだ。

この「取引」を軸とする意思的経済理論の理解には、経済社会のワーキング・ルール、つまり、英米法におけるコモン・ローがどのように成立し発展してきたとコモنزが捉えていたのかということを把握する必要がある。コモنزが、『資本主義の法的基礎』において、アメリカ合衆国憲法の財産、自由およびデュー・プロセス(due process of law)といった法的概念の変化から読み取ったことは、第5の当事者である裁定者が新たな慣行・慣習を選び取っていくという社会進化のプロセスにあった。財産および自由に関していえば、「有体物の使用価値」から「万物の交換価値」へとその性質が変化したことによって、「財産」とは、「有体財産」のみならず、旧来の定義において曖昧にされていた支払いの約束としての「無体財産」と、あらゆるものの期待された交換価値からなる「無形財産」あるいは「資産」という二つの財産の意味が明確となり、また「自由」とは、肉体的な束縛からの解放という「奴隷の自由」から、経済的強制からの自由(市場に接近する自由)つまり「財産所有者の自由」として解釈された。「デュー・プロセス条項」の解釈は、裁判所の判断を通して、単なる法的手続的適正を要求する「法の適正な手続」のみならず、法の適正な内容(実体的な利益)をも保護する「法の適正な目的」を含むようにその意味内容が変更された。これはアメリカ合衆国憲法において、はじめから明文で保障されていない権利まで「デュー・プロセス条項」が保護するということだ。こうしてコモنزは、19世紀後半の判例

5) コモنزとは「ゴーイング・プラントは、大衆にサービスを提供する生産組織であるのに対して、ゴーイング・ビジネスは、大衆から代価を獲得する交渉組織である」[Commons 1924, 182]と述べるように、「継続的な活動・組織」であるゴーイング・コンサーンは、使用価値を造り出すゴーイング・プラントと、交換価値をもたらすゴーイング・ビジネスという対立しながらも不可分の構成要素から成り立つ幅広い概念といえる。なお、ゴーイング・コンサーンに属する人間の集団行動を動態的に分析する「取引」という基礎の上に展開されたコモنزの制度経済学を、O. ウィリアムソンらの新制度学派に影響を与えたという観点からその現代的意義を問い直す試みとして、高橋真悟[2010]がある。

を跡づけることによって、19世紀末からのビッグ・ビジネス体制の到来に伴って伝統的なコモン・ローにおける概念の解釈では捉えきれない範囲を裁判所が新たに認めていく過程を明らかにしたのである。

コモンズは、この裁判所の新たな社会的役割に着目した。それは、ゴーイング・コンサーンの公的目的、つまり将来的により望ましいと考えられる目的を達成するために、現在においてどの手段を選択することが適正な判断であるかを決定するというに他ならない。こうした裁定者による人為的選択の目指すべき目標が公的目的であり、その目的を適えるために過去から繰り返し蓄積されてきたルールこそが、ゴーイング・コンサーンのワーキング・ルールといえる。しかし一旦出来上がったルールも不変ではない。裁定者が、公的目的に適った枠組みを新しく作り出し、その枠組みの中で生まれた新たな慣習をもとにワーキング・ルールも新しく作り変えられていくのである。このような個人が持つ主体的な「活動している意思」を重視することに、コモンズの進化論の大きな特徴があるといえる。

コモンズが『資本主義の法律的基礎』において展開した思考方法の特徴を挙げれば、それは次の2点に集約できる。第1に、アメリカ社会の現実的な変化から発生した様々な要請を受けて既存のルールを変更するための根拠を、1890年代以降のコモン・ローの変化を捉えた詳細な判例研究の蓄積から発見していくという、法の変化に関する鋭い感覚を持っていた点である。第2に、取引当事者に与えられた資格を法的概念によって説明し、主流派経済学において所与と見なされた人間の意思的な働きを理論の枠組みに取り込むというユニークな発想は、やがて「法と経済学」と呼ばれるような分野に連なる萌芽的な分析視点であった点である。要するにコモンズの意思的経済理論とは、裁定者がデュー・プロセスに従って、「活動している意思」

を持つ取引当事者の慣行や慣習の中から、法的なルールである所有権の概念と法的に基礎づけられた人間の行動を取り仕切るための社会的なルール、つまりゴーイング・コンサーンのワーキング・ルールを見出し、「その場に応じた程よい価値」を社会的に実現するよう取引当事者の行動を誘っていくための理論であった。では、コモンズは、この理論を基礎に、アメリカ産業主義時代の労使の契約関係あるいは労働市場での「その場に応じた程よい価値」をどのように実現しようと考えたのだろうか。

2 産業統治の思想

コモンズは、『資本主義の法律的基礎』の後半部分において、英米における交渉の歴史的变化を扱い、交渉を通して確立されてきた慣習の中から新しい取引の枠組みのヒントを探り当て、それらをうまく取り入れながら産業を統治していく思想を展開した。コモンズは、工業段階における賃金交渉（第8章）での雇用主と労働者の関係を軸としたビジネスの慣習を分析するため、それより前の段階である農業段階の地代交渉（第6章）と商業段階の価格交渉（第7章）にまで遡って交渉当事者の関係を捉え直している。交渉にあたっては、当事者がどのような資格に基づいて交渉に参加するのか、また、資格そのものの入れ替えが可能なのかということが問題となる。コモンズは、交渉の当事者の資格にまつわる「地位」と「契約」を区別した。「地位」とは、慣習によって固定された身分であり、「契約」とは、その身分を作り出す自由を意味する [Commons 1924, 302]。

農業段階において、地主と借地人の慣習による農業のコモン・ローに基づく「地代交渉」では、あくまでも固定された身分である「地位」は前提であり交渉の対象にはならなかった。しかし、商業段階に入ると、債権者と債務者の慣習としてのビジネスのコモン・ローに基づく「価格交渉」が行われ、「契約」によって当事者の資

格そのものを決定するプロセスとなる。コモンズは、アメリカ産業主義の時代である工業段階での労働の新しい慣習が、英米法の進化のプロセスの中において、農業の慣習とビジネスの慣習を併せ持ちながら発達してきたと考えた。それは、雇用主と労働者の関係が、労働者が労働を売買することによって債権者と債務者の関係を持ちながら、財産を持たない労働者がその労働契約を施行するために、強制労働という固定された地位の関係、つまり実質的には地主と借地人との関係も同時に併せ持っていると解釈できるからである。

だが、合衆国憲法修正第13条によって、新しい労働の慣習に基づいて発達してきた雇用主と労働者の関係は、地主と借地人の関係、および、債権者と債務者の関係も解消させてしまった。なぜなら、非自発的強制労働を禁止しているため労働契約の実行を強制することはできない、裏を返せば合法的な契約違反が可能となったからである。新しい労働の慣習において、ビジネスの慣習で当然認められていた契約違反に対する損害の法的救済は得られなくなったのである。裁判所が、このような労働契約の慣習を承認しないのは、「契約の自由」や形式的な「平等」といったビジネスのコモン・ローに違反するためである。そのため裁判所の多数意見は、この労働者と雇用主との間の「留保する力」の格差による経済的不平等を認識せず、形式的な「平等」の観点から、資本を結合する雇用主は合法的な法人格が付与されて当然であるが、労働者の結合という人間の結合は「共同謀議」と判断され、経済的意味において上位者と下位者を区別しないのである。

しかし、新しい慣習をまったく認めないわけではない。英米法の歴史を振り返ればコモン・ロー裁判所において認められなかった商人や製造業者の新しい慣習をエクイティー裁判所が認めるといったように、アメリカ産業主義の時代における連邦最高裁の反対意見や下級裁判所あ

るいは連邦議会や州議会も、労働の新しい慣習を認識し、その中から新しいルールを導き出している。彼らは、いわばエクイティー裁判所のような役割を果たしているといつてよいだろう。彼らによって、雇用主の強大な経済力に対する労働者の権利や自由を保護するための集団化が新しい慣習として認められ、対等な経済力を持つ当事者同士による賃金交渉こそが適正な交渉であると判断されたのである。コモンズは、このような新しい慣習が漸進的に認識されていく過程を指して、「歴史は繰り返す」[Commons 1924, 307]と述べている。コモンズが、地主と借地人による「地代交渉」、債権者と債務者による「価格交渉」、そして雇用主と労働者による「賃金交渉」というノルマン征服期から20世紀に至る交渉の歴史的進化と法や慣習の進化を同心的構造として描き出したのは、社会生活の慣行や慣習をもとに組み立てられたルール、とりわけ「財産」と「自由」に関わるコモン・ローの進化・発展のプロセスであったといえる。

この段階的な進化・発展のプロセスを、簡潔に整理しておこう。封建制における奴隷や農奴と所有者の関係では、交渉の自由がなく、機会の選択の自由もなかった。しかし、地主と借地人の関係になると交渉の自由が発生した。「地代交渉」を通して得られたものは、国王によって与えられた特権を保護するという意味での自由と、使用価値を持つ有形財産に対する権利を保護することであった。続いて、市場の拡大による商人や製造業者の地位向上は、債権者と債務者による「価格交渉」をもたらした。コモン・ロー裁判所によって、国王から付与されたギルドの独占的排他的特権は、「平等な取引」という原則により否定された。裁判所は、このギルド内部に限定された公正競争のルールを、むしろ国家的ルールに拡大して適用したといえる。また、エクイティー裁判所によって、商人や製造業者の取引の慣習の中から、約束を基礎とする

「無体財産」と、消費者と価格交渉することによって築き上げられた「グッドウィル (goodwill)」=「善意に基づいた相互メリットをもたらす関係」⁶⁾ という顧客との将来の交渉から得られる期待された「無形財産」が認められ保護されていった。

このように封建制の慣習に代わってビジネスの慣習が認められることによって資本主義が登場し、さらにアメリカではこの資本主義がビッグ・ビジネスの登場などによって実質的に産業主義へと拡大した。しかしそれまでの労働の慣習に代わるような産業主義に相応しい労働の慣習は、まだ不完全であった。裁判所は、その代表的慣習としての労働契約における雇用主と労働者の賃金交渉に関して、雇用主側の結合する慣習は認めるが労働者が労働組合を組織する慣習は有罪であると判断していた。また裁判所は、労働者と雇用主の関係を、制定法としての合衆国憲法修正 13 条において非自発的強制労働が禁止され常に契約を更新する関係として憲法によって合法であるとされているにもかかわらず、伝統的なビジネスのコモン・ローとしての商人や製造業者の商慣習法に固執しているため、一旦結ばれた契約を施行しないことは違法であると判断している。つまり雇用主と労働者との新しい慣習としての新しい労働のコモン・ローは、まだ裁判所によって理解されておらず、労働者や労働組合の新しい慣習と、資本主義におけるビジネスの慣習が対立しているのである。労働のコモン・ローは、労働の適正な実行を選択し、労働組合と雇用主の両方から仕事を支配する恣意的な権能を剥奪することによって形成される。コモンズは、この労働のコモン・ローに雇用主と労働者の双方を服従させ、適正な賃金交渉が行われることによって、新しい産業統治の立憲的枠組みが組み立てられると考え

たのである [Commons 1924, 312]。

以上の考察をもとに、コモンズの産業主義に相応しい適正な賃金交渉を導くための産業統治の思想の内実をまとめれば、次の 2 点になるだろう。それは(1)裁判官など裁定する側に対して、「その場に応じた程よい価値」の実現という判断基準に照らして適切な判断を求めていくことであり、また(2)産業に関わる人間を新しい労働のコモン・ローの下に置き、産業に関わる人間の福祉の改善を図ることである。コモンズが、この産業統治思想によって裁定者の意思的な働きに対して要求することは、雇用主の「契約の自由」の保護を優先し労働組合による団体交渉を承認しないという判断ではなく、むしろ雇用主の「契約の自由」が制限されたとしても労働組合を賃金交渉の適切な当事者と認めることが、却って一般大衆のウェルフェアの改善につながるという認識を持たせることにあったのだ。つまりコモンズの産業統治の思想における力点とは、「その場に応じた程よい価値」を社会的に実現するための意思的経済理論に基づいて、裁定者が産業構造の変化に対応する新たな労働のコモン・ローを整備し、産業に携わる人間のウェルフェアの改善を促すことにあったといえる。次節では、アメリカの社会保障制度に対するコモンズの見解を見ていこう。

Ⅲ コモンズとアメリカの社会保障

ビッグ・ビジネス体制が確立した 19 世紀末から 20 世紀初頭のアメリカでは、一方でアメリカ国民の生活水準を向上させたといえるが、他方で都市や農村における新たな生活不安をもたらし、そこでのコミュニティーをどのように再編するのが問われた。中西部や南部の農村では、大量の農民が新たな労働力として都市へ流入することによって、コミュニティーの構成が変化し、それまでの伝統的な互助のネットワークが分断されていった。また、北東部を中

6) コモンズのグッドウィルに関する詳細な議論は、拙稿 [2006] を参照願いたい。

心とする都市の産業においても、景気の振幅による失業の拡大や、テーラーシステムや機械化がもたらす仕事のペースや密度の高まりによる職業病や労働災害が頻発していた。さらにこの時期のアメリカの労働者には、入植以来の白人と、南北戦争後の奴隷解放後の黒人、さらに南東欧出身の新移民が加わり、その構成内容に多様な人種が入り混じっていた点に特徴がある。南北戦争後、アメリカに居住する人間は法的に平等に扱われるという意味において、多様な人種がアメリカ市民という資格を獲得できたのは、次のような法律に基づいていた。まず1866年の公民権法（Civil Rights Act）により、契約権、財産権、法の下での平等などの基本的権利は、人種や皮膚の色などに関係なくすべての合衆国市民に保障された。そして1868年の合衆国憲法修正第14条により、いかなる州も市民に保障された権利を損なう法律を制定・施行することができないと規定された。こうして、黒人や英語を母語としない白人も、アメリカ市民として法的には「対等な」権限を持ち、雇用契約における契約当事者となった。だが、このような状況によって雇用者側の新たな事情も表面化した。それは、雇用契約の締結時に、機械の導入に伴って高度化した仕事のペースや密度に対応できる人材をいかに安定的に確保するのか、また労働者の教育や福利厚生といった労務管理をどのように行うべきかという問題も存在した。

国際的に見れば福祉国家的プログラムの本格的な展開は、19世紀最終盤のドイツや1910年代のイギリスなどの先進国に見られたが、このような歴史的事実と照らし合わせれば、およそアメリカでは、1935年の社会保障法（Social Security Act）の誕生までその成立の時期が遅れていたと通常見なされている。だが、19世紀末以来のアメリカ固有の問題に対して、西部農民を中心とするポピュリスト運動をはじめ、1890年代から第一次世界大戦前後にかけての

プログレッシヴ＝「革新主義」の社会改良の取り組みや、州レベルにおける社会保障制度の枠組み作りなど多様なプログラムが模索されていた⁷⁾。とりわけコモنزのアイディアは、その後のアメリカの社会保障制度の生成に大きな影響を与えた思想の一つといえる。本節では、コモنزと弟子のアンドリュース（John B. Andrews, 1880-1943）によるウィスコンシンを中心としたアイディアの骨子を再構成しよう。

1 労働災害補償法と合憲性の問題

コモنزとアンドリュースは、労働や雇用に関する実態調査の結果をもとに1916年に『労働立法の原理（*Principles of Labor Legislation*）』[Commons and Andrews 1916]⁸⁾を著した。彼らは、この著作において、労働者の生活全般に対するリスクの原因が産業にあること、またそのために労働者を保護する必要性があることを論じている。世紀転換期のアメリカ産業において、労働者を取り巻く安全性の低下という問題は、とりわけ事故や職業病が頻発していた鉄道業や鉱山業の工業労働者に見られた。このように産業化・機械化の進展は、労働災害が発生した場合に、その原因の特定と責任の所在を明確にすることを困難にさせ、リスク自体の内実を変化させた。つまり、労働者自身の過失ではなく、何の責任もないのに事故や病気に陥る危険性を誰もが持つようになったということである。コモنزらは、この「労働災害保険」に関わる制度および運用方法を、次の二つの側面から検討している[Commons and

7) この点に関して詳細は、Rodgers [1998, c. 6], 小林清一 [1999, 第Ⅲ部]を参照願いたい。

8) 『労働立法の原理』は1916年に初版が出され、その後1920年、1927年、1936年に改訂版が出版されている。1916年版からニューディール以後の1936年版までの各版において、扱われている具体的な事例はそれぞれ異なっているが基本的な発想は一貫している。

Andrews 1916, 357-358]。第1に、具体的な労働災害対策である。これは、まず個別企業内での労働者による「互助」や「将来への貯蓄」という制度からはじまった。しかし、大規模な機械化の本格的な進展に従い、企業や業種のレベルを超えた広範囲な補償が有効であると見なされ、州レベルにおける立法を通した労働災害補償の強制化がなされていった。第2に、損害賠償の請求方法である。労働災害に対する補償法の制定以前には、労使間で直接手続が取られた。それは、生産過程において発生した労働災害のコストは、他の生産費と同様に使用者およびその商品の消費者が生産費の一部として負担すべきであるという見解に基づいていた。しかし、企業の規模が大きくなるに従って中世のギルド的な個別対応は不可能となり、代わって訴訟手続による請求が主流となった。コモンズらによれば、この損害賠償訴訟には、「使用者責任 (employers' liability)」という法原則⁹⁾が存在していた [Commons and Andrews 1916, 358]。コモンズらは、実際の判例研究を通して、事件の当事者の実態と法原則との整合性を判断するが、その結果、裁判所は「使用者責任」を根拠に労働者からの損害賠償請求の多くを無効と判断していたのだ。コモンズらは、法の原則によって導き出された判決が、必ずしも「その場に応じた程よい」判断であるとはいえないという結論を導き出す [Commons and Andrews 1916, 361]。コモンズは、アメリカ諸州の実際の制度分析を通して、これらの原則を「その場に応じた程よい」原則へと変化させる可能性について検討している。

アメリカの労働災害補償法は、1902年のメ

9) これは、①使用者の義務 (the duties of the employer)、②職業上の危険負担 (the burden of occupational risks)、③協働者原則 (the fellow servant rule)、④寄与過失 (contributory negligence)、⑤危険の引き受け (assumption of risks) の5つの法原則である。

リーランド州の法律にはじまる。コモンズらによれば、この州法は、「ある偶発事の損害に対して平等に支払いを求められる」という労働災害補償法の規定に関連して、この規定によって直接偶発事に関係しない人間にまで支払いが要求されるので、「法の適正な手続」によらずに私有財産を剥奪されることになるのではないかと、という合衆国憲法における合憲性 (constitutionality) の点で問題を孕んでいた。コモンズらによれば、例えばメリーランド州、モンタナ州、ニューヨーク州では、州議会によって制定された労働災害補償法が、連邦最高裁判所において「法の適正な手続」という原則に沿わない立法であるとして「違憲」の判断が下されていた [Commons and Andrews 1916, 368-372]。つまり当時のアメリカの連邦最高裁判所は、前節で検討したように、ビッグ・ビジネス期の新たな労使関係の下での労働災害補償の在り方を開拓するのではなく、むしろ一旦確立された法の手続に則って判断することが適正であると見なしていたのである。このことは、「雇用者責任の原則」の問題と同様に、労働災害補償立法の合憲性の問題に関しても、コモンズらにとって「その場に応じた程よい」判断ではなかったのである。コモンズらにとって、アメリカの労使関係をめぐる実態的な変化に即した「その場に応じた程よい」基準とは、連邦最高裁判所ではなく、むしろ州議会やそこで制定された法律を合憲であると判断した州裁判所の判決の中にこそ見出されるべきであった。では、コモンズは、このような「その場に応じた程よい」基準をもとにしたアメリカの雇用の実態に即した固有の「失業保険」プランをどのように構築しようと考えたのだろうか。1921年に *The Survey* に掲載された論文「失業：補償と予防」 [Commons (1921) 1996] を手掛かりに検討しよう。

2 ウィスコンシン・プラン

コモنزは、主な失業原因として、①労働移動、②季節、③信用システムの三つを挙げている [Commons (1921) 1996, 288-289]。ただし①および②に関しては、決定的に重要な失業原因と見なしていない。まず、労働移動による失業に関しては、労働者にとっての就職・離職と、雇用者による労働者の採用・解雇は、それぞれ個人のメリットを最大化させるための行動であり、アメリカの近代的な自由の実現にとってむしろ良い特徴だと見なしている。次に、季節的な失業は、1年間の繁忙期と閑散期のサイクルに合わせて仕事を「あり継ぎにする (dovetail)」ことで、その発生を抑えることが可能だと指摘している。例えば製造業では、雇用者の確実なマネジメントによって販売部門と生産部門をジョイントさせ、1年を通して受注と生産の平準化を図ることで、季節的な雇用を安定化させることができるからだ。コモنزは信用システムに関する失業こそが重要だと見なした。コモنزは信用システムの中核にいる銀行家、特に生産管理技術者 (industrial engineer) の役割に大きな期待を寄せている。彼らの役割は、次のようなものだ。企業にローンを組ませ、むやみに事業規模を拡大させることを推奨するのではなく、むしろ労務管理や経営の在り方を見直しその後の不況に備えることを提案することにある。銀行がどの企業に対してもこうした態度をとれば、企業間の過剰な拡大競争が抑制され、競争相手を含めた企業とビジネス全体の集団責任として雇用の安定化が達成されるだろう。仮に事業を拡大した後に経営に失敗し、結果的に労働者をレイオフすることになれば、彼らの所得保障のための追加的な責任を負うことも雇用者側に求める。銀行は、この追加的な費用の負担が可能かどうかということまで含めてチェックする役割を担っているのだ。コモنزが「拡大を予防するために信用を与えないというサービスは、信用を供給するサービスよりもよ

り偉大である」 [Commons (1921) 1996, 291] と述べているように、単なる資金提供者に留まらない銀行が持つ産業の安定化による雇用の安定化に果たす役割を積極的に評価していたといえる。コモنزは、次のようにも述べている。

換言すれば、ビジネスマンと銀行家はともに信用のコントローラーであり、信用のコントロールによってビジネスは安定化できるのだ。信用の過剰な拡大は、失業の原因となる。信用の過剰な拡大を予防するために、労働者がレイオフされたとき、ビジネスマンが彼らのための保険に対して責任を持つことだ。 [Commons (1921) 1996, 291]

つまり、ビジネスの縮小に対しても雇用者側に労働者の生活保障の責任があるという主張である。こうした考え方に基づく失業保険は、例えばスイス、ベルギー、デンマーク、イギリス、イタリア、ノルウェーといったヨーロッパの国々において既に存在していた。これらのシステムは、失業は不可避であるから予防することは不可能と見なし、したがって失業者には博愛主義に基づく救済が必要であるという観点から構築されていた。コモنزは、このようなシステムに対して、①国家が保険ビジネスに直接関与し保険準備基金を管理していること、②新たな仕事が失業者に提供されるかどうか労働組合に委ねられていることの2点の欠点を指摘している [Commons (1921) 1996, 291]。

コモنزは、こうしたヨーロッパ・システムのアイディアを放棄し、雇用者側を主体としたプランの構築を模索した。コモنزが失業の主要な原因として指摘した、労働移動、季節、そして信用システムは、いずれも失業の発生をコントロールできる雇用者の立場によって予防可能な要因と捉えることができる。コモنزは、労働者の失業のリスクを雇用者に転嫁し、その経済的損失を直接彼らに負担させることによっ

て、リスクの発生自体を「予防」することを重視したのである。雇用者のみが失業発生の危険度に応じた可変的な保険料率に従って各自の基金に拠出し、実際に失業という偶発事に遭遇した労働者に給付を行う仕組みである。雇用主は、自分が負担する保険料率を下げようとする強力な金銭的インセンティブが与えられるから、結果的に失業の発生自体が予防可能になるということだ。それは、一方で、レイオフや解雇を減らし雇用を繋ぎとめておくことが、結果的に失業に伴うコストの削減につながるという雇用者の意識に直接訴えかけ、他方で、労働者にとって安定的な雇用の場が確保できるという、労使双方にメリットをもたらす制度設計であった。こうした労使双方にメリットをもたらすアイデア、つまり善意に基づいた相互メリットをもたらす関係(グッドウィル)は、ウィスコンシン州における労働災害補償法の経験がもとになっていた。それは、労働災害補償基金に関して、その損害賠償要求の件数に応じて雇用主の分担金が調整される仕組みが敷衍され、偶発事を予防して賠償請求を減らすことによって、雇用主は分担金を減らし、したがって利潤を増加できるということである。つまり、偶発事を予防することによって、労働者と雇用者の双方がメリットを享受できる仕組みといえる。コモンズは、「失業」というリスクに対しても、これと同様に対応できると考えたのである。ただし、その実現可能性や仕組みそのものの望ましさといった点で疑問があることを指摘した上で、このアイデアによる失業補償の積極的な意義を次のように述べている。

仮に、資本家と労働者の問題が、労働者の保障を確保するために資本主義の失敗による苦しみをもたらすことだ、と我々が認識するならば、その際、我々は失業補償と予防は最も大事だと結論付けなければならないだろう。既に我々は、資本家と労働者の

闘争から労働災害の責任という苦しみを取り除いた。かつて労働運動家は、雇用主が自分の利潤を労働者の肉体から獲得しているとして、雇用主への憎悪を掻き立てていた。もはや我々はそのような言葉を聞かない。しかし我々は、資本家の利潤が、労働者や失業中の労働予備軍の貧困や悲劇から獲得されているということを耳にする。それらは、資本家と労働者の間の関係を悪化させる大きな障害として残っている。個々人では、それが望ましくないと思うかもしれない。しかし我々は、州や国家の観点からも、将来の重大な脅迫を予防するのに役立つかもしれない何らかの判断に委ねなければならないし、また、投資の保障を確保するときにずっと以前から引き受けられた仕事の保障を確保するのと同様の義務を資本家に課すべきなのだ。[Commons (1921) 1996, 298]

資本主義社会において経営者や雇用者に対する保障は十分にあるが、労働者に対する保障を確保することで、より安定的な資本主義が実現されるということだ。このコモンズの雇用者責任をもとにした失業補償法案は、1921年2月4日に上院議員ヒューバー(Henry Huber)による「ヒューバー法案」としてウィスコンシン州議会に提出されたが、結果的に議会を通過することはできなかった。その後コモンズの弟子であったブランダイス(Elizabeth Brandeis)、ラウシェンブッシュ(Paul Raushenbush)、グローヴズ(Harold Groves)によって、可変的な拠出金を個々の雇用主準備金に拠出する方法に継承され¹⁰⁾、大恐慌後の1930年に「グローヴズ法案」として提出された。そして1932年2月28日にウィスコンシン州失業補償法¹¹⁾として成立し

10) この点に関しての詳細な議論は、Moss [1996] および高哲男 [1999] を参照願いたい。

た。要するにコモンズが、労働災害や失業補償の各制度の構築にあたって重視したのは、産業全体の安定的で自立的な維持発展を支えるために、労使間における私的なグッドウィルを公的な問題として拡大する仕組みであり、それを立法という強制手段によって他の産業に関わる人間にも拡大していこうという構想であったといえる。

Ⅳ コモンズと「その場に応じた程よい価値」の実現

以上小論では、コモンズの産業統治思想と社会保障制度に関する議論について考察した。この考察をもとに、議論の枠組みを今一度整理しておこう。もともとピューリタンの入植にはじまる移民国家として成立したアメリカであったが、南北戦争後から19世紀末にかけて到来した新移民は、経済社会に対する質的・文化的な変化をもたらし、在来の労働者を含む中で労働市場も急速に変貌を遂げた。第二次産業革命による重化学工業の台頭と企業合併の促進によりビッグ・ビジネス体制が成立し、その背後には急速に所得と資産の不平等が拡大していった。このような大規模な産業構造の変化や、不況の到来、格差の拡大といったアメリカ独自の文脈において、主に州を単位として積み重ねられてきたニューディール以前の多様な社会保障構想をベースに、アメリカの福祉国家が成立したといえる。コモンズは、まさにこのようなアメリカ固有の問題に取り組んだ人物として位置づけることができる。

コモンズの意思的経済理論と産業統治思想の前提となる思考方法は、現実社会の中で実際に動いている萌芽的な取り組みを見出し、それら

を法的なルール整備により拡大させていくことで「その場に応じた程よい価値」を実現しようとする発想であった。アメリカ合衆国憲法における法的概念は、アメリカ社会の実態的な変化に伴って、伝統的なコモン・ローの解釈ではもはや捉えがたい範囲を含む概念となり、裁判の過程においてその定義自体の意味内容も変化していく。例えば、「自由」や「財産」といった憲法上の概念では、ビッグ・ビジネス期を背景として、単なる有体物に対する自由や財産という意味のみならず、あらゆるものに対して期待される交換価値を含めた広い意味内容を含む概念へと読み替えられていった。こうした連邦最高裁判所の多数意見に見られる憲法上の概念の伝統的解釈の乗り越えは、「平等」や「デュー・プロセス」の概念においてもいえることであった。コモンズは、交渉の在り方を歴史的な進展の中で捉えようとする議論において、イギリスのコモン・ローの系譜を借りながらアメリカ産業主義の時代の賃金交渉を特徴づけていった。そして、この時代に相応しい賃金交渉が、労働組合の合法化による交渉力の実質的な平等の達成にあると見なした。したがって、法の手続における適正さの基準自体も、一部の下級裁判所や反対意見の判断に見出せるように、実体的な利益の保護を含めて解釈されるように必然的に変化しなければならない。このようにコモンズが、英米の膨大な判例研究により法の変化のプロセスを読み取った意図は、慣習の人為的選択によって成り立つコモン・ローの中に自身の発想を位置づけるためといえる。また、判例分析のみならず「その場に応じた程よい価値」を実現するための判断や方向性を指し示していく態度も、コモンズ思想の特徴である。

現実動くアメリカ社会では、様々な失業問題や労働問題への対策を含め、労使双方にメリットをもたらす善意に基づいた関係が、新しい労働慣行として形成されていくことになる。そこでは、このグッドウィルに基づく新たな労

11) 1932年のウィスコンシン州失業保障法の成立過程に関する詳細な議論は、佐藤千登勢〔2008〕を参照願いたい。

働の慣行が、伝統的な契約の自由の侵害にあたるのではなく、むしろ私的なレベルを超えた一般的な福祉の向上に寄与する公的目的を持つという意味において、立法を通して拡大すべき慣行であるといかに見なされるかが問われていく。コモンズが、公的な裁定者に求めたのは、こうした実態的な変化に合わせて公的目的の意味を読み取り、労使間のグッドウィルの拡大を通して、アメリカ産業全体のパフォーマンスの向上や安定的な取引に結びつけようとする意思的な動きであった。実は、法概念の変更を認めていく裁定者の意思的な行為も、累積的な変化といえる。公的目的を実現させるために実態面を含めて解釈すべきだと見なす反対意見や下級裁判所の革新的な判断を端緒に、その判断の積み重ねによって、やがて最高裁判所の多数意見の形成にまで至るという進化のプロセスでもあるからだ。

弱者たる労働者一人ひとりの交渉力の向上が、集団化という個人の自由の制限によってむしろ実現されるのだという考えは、いかに公的目的となり得るのか。それには、集団化による自由の制限が、却ってアメリカ社会全体のウェルフェアの改善に結びつき、より大きな自由を個人に与えるものだという新たな認識の社会への浸透が肝要である。コモンズが連邦最高裁判所の判断に期待するのは、このような新しい労働のコモン・ローを認め、その立憲的枠組みの中に労使双方を服従させていくことにあった。社会保障分野の制度設計においても、この私的なグッドウィルを公的な問題として拡大するという発想は重要な意義を持った。ケガや失業、あるいは長寿という偶発事の発生に対して、産業に携わる人間への備えはどのように整備すべきか。比較的小さなコミュニティを単位に考えれば、互助のネットワークなどを中心に扶助や救済の制度がうまく機能していたかもしれない。しかし、ビッグ・ビジネスの到来は、労働者として新たに市場に参加するメンバーの流動

性を高め、機械化による新たな偶発事の発生をもたらした。こうした事情の中で、州単位ではなく連邦単位での社会保障制度の設計が喫緊の課題となるのだが、特定の個人や集団に対する保護立法を禁止するというアメリカ固有の憲法上の規定の中で、どのように社会保障制度を受け入れていくのかという思想的な土台自体もまた問われていくことになる。

コモンズが、社会保障制度の構築にあたって重視したのは、労使間で実際に機能している私的な対策を超えた部分の制度化にあった。それは、労使双方のグッドウィルに基づく新しい取り組みを、立法という強制手段によって他の雇用者にも浸透・拡大させていく構想に他ならない。だが、このような制度の構築に際して憲法上の規定との接点を見出すには、労働者側に降りかかる偶発事の発生原因を産業自体に求める、労働者もまた産業の主要な担い手に成り得るという認識を拡大させる必要があった。このような新たな認識を裁判所が拾い上げ、法概念の解釈の中に落とし込むことによってさらに認識が拡大するというプロセスは、「その場に合った程よい価値」を実現するための資本主義の在り方にとって重要な要素であった。コモンズが、具体的な社会保障制度の構築においてその核心となるアイディアは、もともと労働災害の補償において提示された雇用者責任という考え方であった。このリスク転嫁のアイディアを失業問題にも当てはめ、失業予防の責任を雇用者に求めた。しかしながら、例えば州を跨いで産業規模を拡大する場合や大恐慌といった個人の努力では対処不能な事態が生じた場合に、雇用者個人によるコスト削減という利潤動機のみで訴えかけることで維持される失業補償という仕組みは有効な手段とはなり得なかった。よって、統計データの分析による保険数理学的に組み立てられたリスク分散による労働者の生活水準の改善を行うルービノウ (Issac M. Rubinow) らの構想に対して、コモンズのリスク転嫁型の

アイディアは、その後のニューディールにおける社会保険分野で主要な位置を占めることはできなかった¹²⁾。

こうして見てくると、先に述べたコモンズが持つ労使間のグッドウィルを判断し適正に拡大させるという思考方法は、意思的な発想を持つ産業統治の思想と、労働者の生活の安定化を目指す社会保障制度の構想とのいわばブリッジの役割を果たすものであったといえる。このような意思的な側面を取り込むコモンズの制度経済学は、市場メカニズムの中で欲求を所与とする合理的な人間が価格を目安に動くことで均衡状態に至り、資源の最適配分が達成されると説く正統派経済学を補う視点も持っていた。労働市場を例に見てみよう。コモンズの場合、市場の内側だけではなく外側にも意思を持った人間が存在し、4人の登場人物が市場における取引の主体と見なしていた。契約の自由をベースとする市場においては、潜在的な当事者の供給側、つまり潜在的な労働者は、より多くのメリットを求め、好条件の提示次第で参加を考える優位な当事者もいれば、そもそも市場への参加資格を持たない当事者もいる。雇用者側は、一方で、労働市場の流動化によって新たな労働者に巡り合うチャンスが拡大するが、他方で、仕事のノウハウを持つ労働者を継続して雇用するメリットを失う可能性も十分に考えられる。そこで、いわば第5の当事者としての裁定者が、労使間に存在するグッドウィルを適切に判断し市場を取り仕切るルールとして設定していく。労働者側には、法的に文化的背景を公平に扱い資格を与えることや、交渉力が微弱な当事者同士の集団化を容認することで雇用のチャンスが獲得され、雇用者側は、敢えて新たな人材ではなく、従来からの労使のグッドウィルを活用することでコスト削減とパフォーマンスの維持・拡大が

達成できる。こうした裁定者による法的枠組みの整備を取り入れたことに、コモンズの制度経済学の特徴を認めることができる。

コモンズが、アメリカ社会の変化において見出した問題、つまり、産業に携わる人間のウェルフェアをいかに確保するのかということは、あくまでも個人の自由に対する制約が皆無な状況でもなく、あるいは、個人の自由が存在しない社会主義やファシズムに陥ることでもなく、アメリカの資本主義体制を維持することを前提に解決されるべき問題であった。コモンズは、社会の変化に伴って、個人の自由を制限する代わりにより大きな自由を確保する手段を許容すべきであるという人々の認識の変化によって、グッドウィルを基礎とした労働立法や社会保障制度を整備することが、憲法の枠組みの中での新たな自由の追加であると裁判所によって合法化されることで「その場に応じた程よい価値」を実現していくための資本主義の在り方と考えたのである。要するにコモンズは、アメリカ的な個人の自由の伝統に、新たな自由の追加を認めるという、適正な思考方法のプロセスに従って、弱者たる労働者の自由や権利を確保するという公的目的を実現させるための制度的な枠組みを選択し、結果的に労使双方の自由の拡大が進むことで彼らのウェルフェアを改善させようとする経済思想であったのだ。

参考文献

- Commons, John R., 1924, *Legal Foundations of Capitalism*, New York: The Macmillan Co. 新田隆信・中村一彦・志村治美訳『資本主義の法律的基础』（上巻）コロナ社, 1964。
- , 1950, *The Economics of Collective Action*, Madison: The University of Wisconsin Press. 春日井薫・春日井敬訳『集団行動の経済学』文雅堂書店, 1958。
- , 1996, "Unemployment: Compensation and Prevention", in M. Rutherford and W. Samuels (eds.), *John R. Commons: Selected Essays*, vol.

12) この点に関して、詳細は拙稿〔2009〕を参照願いたい。

- 1, London: Routledge, 288-298. (Reprinted from Commons, John R. (1921), "Unemployment: Compensation and Prevention," *The Survey*, 42: 5-9).
- Commons, John R. and John B. Andrews, 1916, *Principles of Labor Legislation*, New York and London: Harper and Brothers. 池田直視・吉原節夫訳『労働法原理 (第4版)』(全2冊) ミネルヴァ書房, 1959, 1963。
- Moss, David A., 1996, *Socializing Security: Progressive-Era Economists and the Origins of American Social Policy*, Harvard University Press.
- Rodgers, Daniel T., 1998, *Atlantic Crossings: Social Politics in a Progressive Age*, Cambridge, Massachusetts and London, England: The Belknap Press of Harvard University Press.
- 加藤健, 2006 「J. R. コモンズにおける雇用問題と労使間のグッドウィル」『経済学史研究』第48巻第1号: 32-45。
- , 2009 「アメリカ1910年代における失業保険の構想—コモンズ, アンドリューズ, ルービノウ」『経済学史研究』第50巻2号: 38-55。
- 小林清一, 1999 『アメリカ福祉国家体制の形成』ミネルヴァ書房。
- 佐藤千登勢, 2008 「1932年ウィスコンシン州失業補償法とニューディール—『ウィスコンシン派』の思想とラフォレット知事による州政治を中心に—」『社会経済史学』第73巻第6号: 635-656。
- 高哲男, 1999 「コモンズの経済思想とニューディール」田中敏弘編著『アメリカ人の経済思想—その歴史的展開』日本経済評論社, 第7章。
- , 2004 『現代アメリカ経済思想の起源 プラグマティズムと制度経済学』名古屋大学出版会。
- 田中敏弘, 2002 『アメリカの経済思想—建国期から現代まで』名古屋大学出版会。
- 高橋真悟, 2010 「J. R. コモンズのゴーイング・コンサーン論」一橋大学社会科学古典資料センター年報, 30: 19-31。
- 宮沢俊義編, 1983 『世界憲法集 第四版』岩波書店。